2　権利の変更及び弁済方法

別表⑷の１の確定した更生担保権は、平成22年２月１日限り、一括して全額を弁済する。

第３節　優先的更生債権

１　租税等の請求権

⑴　確定した優先的更生債権（租税等の請求権）

確定した優先的更生債権（租税等の請求権）はない。

⑵　権利の変更及び弁済方法

本更生計画案提出以降に、優先的更生債権（租税等の請求権）の届出がなされ確定したものがあるときは、確定した債権額のうち、更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの間に生ずる延滞税、利子税、延滞金（以下「延滞税等」という）について、全額の免除を受け、更生手続開始決定日前日までに生じた延滞税等、及び、更生手続開始決定の日から１年を経過する日の翌日以降に生ずる延滞税等について、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受け、これらの免除を受けた残額を、当該額未定の更生債権等が確定した日から３か月を経過した日又は平成22年２月１日のいずれか遅い日限り、一括して納付する。ただし、徴収権者の同意を得られなかった延滞税等については、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して納付する。

２　労働債権

⑴　確定した優先的更生債権（労働債権）

確定した優先的更生債権（労働債権）はない。

⑵　権利の変更及び弁済方法

平成20年３月14日以降更生計画認可決定の日までの間に退職した更生会社の使用人が有効に届出をした退職手当の請求権については、債権調査を経て確定した債権額の全額を、当該額未定の更生債権等が確定した日から３か月を経過した日又は平成22年２月１日のいずれか遅い日限り、一括して弁済する。

第４節　一般更生債権

１　確定した一般更生債権

⑴　預託金返還請求権

確定した一般更生債権のうち、預託金返還請求権の債権者数及び金額は下記のとおりであり、その債権者別の内訳は別表⑸の１及び別表⑸の２の通りである。

債権者数　822名

金額　2,173,994,200円

別表⑸の１は平成21年６月30日時点において退会済みの会員である。別表⑸の２は平成21年６月30日時点において退会していない会員である。

⑵　預託金返還請求権以外の一般更生債権

確定した一般更生債権のうち、預託金返還請求権以外のものの債権者数及び金額は下記のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表⑸の３及び別表⑹のとおりである。

債権者数　14名

金額

総額

3,590,204,191円及び額未定

（内訳）

元本　3,482,985,397円

更生手続開始決定前日までの利息・遅延損害金　107,218,794円

更生手続開始決定日以降の利息・遅延損害金　額未定

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　預託金返還請求権について

①　更生計画認可決定時に、開始決定後の利息・遅延損害金について、全額の免除を受ける。

②　平成21年６月30日時点においてすでに退会済みの会員として、別表⑸の１に記載した債権者の有する更生債権について

ⅰ）更生計画認可決定時に、元本及び開始決定前の利息・損害金について62.2%の免除を受ける。

ⅱ）免除を受けた残額については、平成22年２月１日限り、一括して弁済する。

なお、平成21年６月30日時点において退会していない会員として別表⑸の２に記載した債権者のうち、平成21年７月１日から平成21年11月30日までに退会した者の債権についても、これと同様とする。

③　平成21年６月30日時点において退会していない会員として別表⑸の２に記載した債権者（平成21年７月１日から平成21年11月30日までに退会した者を除く。以下「継続会員」という。）の債権について

ⅰ）更生計画認可決定時に、元本及び開始決定前の利息・損害金について62.2%の免除を受ける。

ⅱ）免除を受けた残額については、更生会社に対する書面による意思表示をもって退会したことを条件として、平成31年12月１日又は退会日から３か月を経過した日のいずれか遅い日限り、一括して弁済する。

④　退会意思表示撤回による会員の地位の回復条項

ⅰ）平成21年６月30日時点において退会済みの会員で、平成21年６月30日時点で預託金の返還を全く受けていない者として別表⑸の１に記載した債権者であって、かつ退会時の名義人であった者は、平成21年10月１日から平成21年11月30日までに、別表⑺の１の様式による退会申請撤回届を提出し、かつ退会届提出時までの会費未納分があるときは未納分全額を支払うことにより、平成21年12月１日から会員としての地位を回復することができる。

ⅱ）別表⑸の２に記載した者のうち平成21年７月１日から平成21年11月30日までに退会した者についてもⅰ）と同様とする。

ⅲ）前記ⅰ）及びⅱ）の定めにより、会員の地位を回復した者の債権については、③及び⑦を適用する。

⑤　会則の変更

東広島カントリークラブの会則を、別表⑻のとおりに変更する。

⑥　未届出債権者等の優先的施設利用権の消滅

更生債権届出未了者等が有する優先的施設利用権は、更生計画認可決定の日に消滅する。

他方、継続会員、④の定めにより会員の地位を回復した者及び別表⑸の３に記載した債権者が有する優先的施設利用権は、更生計画によって消滅しない。

⑦　会員の更生会社に対する預託金返還請求権等を内容とする契約上の地位（以下「会員権」という）の分割について

ⅰ）継続会員は、平成21年10月１日から平成21年11月30日までに、別表⑺の２の様式による分割申請書を提出することにより、会員権を分割することができる（以下、この権利を「分割選択権」という）。ただし、分割選択権を行使した者は、平成21年11月30日まで退会することができない。

ⅱ）継続会員が分割選択権を行使した場合、会員権は、３分割されて、１口の会員権が３口となり、分割後のいずれの会員権についても従前どおりの優先的施設利用権が認められるものとする。なお、更生計画認可決定時に免除を受けた後の預託金返還請求権については、均等に３分割されるものとする。

ⅲ）前記ⅱ）により増加した会員権（分割により新たに増加した２口の会員権を意味する。以下、この増加した会員権それぞれを「増加会員権」といい、分割以前より存在する残り１口の会員権のことを「原会員権」という。）の取扱い

ア）年会費支払義務の取扱い

増加会員権については、年会費支払義務が発生する。ただし、原会員権を保有している継続会員が増加会員権を保有する限り、当該増加会員権についての年会費支払義務は発生しないものとする。